

新潟大学職員組合主催
学長選考を考える

はじめに：キャンパスの風景から
1. 法人化以降における学長選考の動向
2. 学長選考会議の責任
3. 学長選考の望ましい形とは？
おわりに：大学は誰のものか？

岡野 勉（教育学部分会）

2025年12月17日
新潟大学 総合教育研究棟 E260教室

1

キャンパスの風景 1



2

大学の説明

本学では、将来ビジョンや「新潟大学イノベーション・ commons」を実現するため、国際感覚を醸成するグローバル共創拠点として、**留学生混住型の新学生寮及び交流施設の整備**を計画しています。

(新潟大学新学生寮整備事業)

3

ところで、既存の学生寮は？



4

キャンパスの風景 2



5

ラーニングハブ整備に伴う第2学生食堂とりこわし工事について（通知）

2025年6月2日，施設管理部長

標記の件について、五十嵐キャンパスにおけるラーニングハブ整備事業による建物建設に伴い、下記のとおり第2学生食堂を閉鎖し、とりこわし工事を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

つきましては、関係教職員及び学生等へ周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 工事時期（予定）

令和7年9月頃 第2学生食堂とりこわし工事着工（令和8年3月まで）

令和8年4月以降 ラーニングハブの建設開始

※詳細な工事日程については施工者決定後改めてお知らせします

2. ラーニングハブ整備概要

規模：地上2階建て、延べ床面積約1,000㎡

用途：交流ラウンジ、プレゼンテーションスペース、グローバルコモンズ、飲食ができるスペース等

なお、本件は役員会（R7.5.21）において承認されたものです。

<https://app.cais.niigata-u.ac.jp/shurl/fw/O6gwuF>

6

キャンパスの風景 2



生協（事業者）との話し合いは？

組合員のニーズは考慮されたの？

「ラーニング・ハブ」って、
誰が必要としているの？

どこかの企業が経営するの？

「キッチンカーで十分」
誰がそんなこと言ったの？

7

キャンパスの風景 3



8



9

新潟大学ネーミングライツ事業における
附属図書館ライブラリーホールのネーミングライツ
(施設命名権) 契約について

2025年11月 附属図書館

本学が実施しているネーミングライツ事業において、この度、新潟大学とオーエムネットワーク株式会社はネーミングライツ契約を締結しました。

これにより、2025年11月18日（火）から5年間、新潟大学附属図書館B棟1階ライブラリーホールは別称として「OMNライブラリーホール」となります。

つきましては、広報資料・学内資料・イベント告知等では、別称「OMNライブラリーホール」を積極的にご使用くださるようお願いいたします。

10

「ネーミングライツ事業」とは？

新潟大学では、施設等の有効活用及び教育研究環境を強化することにより、本学の価値を向上させることを目的としたネーミングライツ事業の実施にご賛同いただける事業者等を募集しています。

https://www.niigata-u.ac.jp/university/about_nr/

ネーミングライツ事業とは、契約により、本学が事業者等に本学の施設の別称等を決定する権利である命名権を付与し、命名権を付与された事業者等からその対価として命名権料を得る事業を言います。

大学公募型：あらかじめ本学が選定した施設等について、命名権者を募集するもの。

事業者提案型：事業者等が命名権取得を希望する施設等を選んだ上で本学に提案するもの。

大学もお金がないんだね。

国立大学の施設って、国民の税金で建てたんだよね？

11

参考：「大学公募型」の対象施設と命名権料（年間）

第一体育館 1,500,000 円

第二体育館 2,000,000 円

第三体育館 1,000,000 円

武道場 トレーニング施設
700,000円

学長室も売りに出せば？

「北越製紙 学長室」とか？



12

キャンパスの風景 4 山口大学



13

大学の対応は？

○ 山口大学学生細則 一部改正(案)・・・以下の条文を新規に追加

(印刷物の配布)

第13条 課外活動団体は、所定の手続きによりその配布場所の管理者の許可を得た場合に限り、学内でビラ又はチラシ等の印刷物(以下「印刷物等」という。)を配布することができる。

2 前項の規定にかかわらず、学生は個人で印刷物等を学内で配布してはならない。

3 第1項の規定により配布の許可を得た課外活動団体は、通行の妨げにならないよう配慮するとともに、学内で投棄された印刷物等は責任を持って回収しなければならない。

(山口大学職員組合ニュースより)

学生のをを「見えない化」しようとする大学 ←なぜ？

国立大学の窮状を社会に「見える化」してくれる「ありがたい運動」なのでは？

14

キャンパスの風景 5 京都大学



15

社会の中の民主主義は？

原発再稼働： 県民に信を問う → 県議会に信を問う

企業・団体献金の禁止：「そんなこと」より，国会議員定数削減を

上の方は平気でうそをつく？！

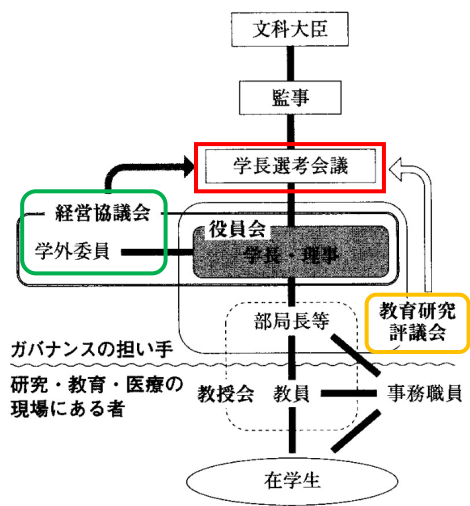
ところで，この人は大丈夫？

(職員組合アンケートへの回答)

意向投票の結果： 重要な判断材料 → ？

16

1. 法人化以降における学長選考の動向



国立大学法人法
第12条 学長の任命は、国立大学法人の申出に基づいて、文部科学大臣が行う。
2 前項の申出は、第一号に掲げる委員〔**経営協議会**において選出された者〕及び第二号に掲げる委員〔**教育研究評議会**において選出された者〕各**同数**をもって構成する会議（以下「**学長選考会議**」という。）の選考により行うものとする。

第20条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、**経営協議会**を置く。
2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。
一 学長
二 学長が指名する理事及び職員
三 当該国立大学法人の役員又は職員**以外の者**で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第1項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて**学長が任命するもの**（中略）
4 経営協議会の委員の**過半数**は、第2項第3号の委員でなければならない。

17

本学の学長選考・監察会議委員

第1号委員	経営協議会選出	第2号委員	教育研究評議会選出
伊藤 聡子	フリーキャスター 事業創造大学院大学客員教授	柴田 透	人文社会科学系長
小田 敏三	株式会社新潟日報社 相談役	鈴木 敏夫	自然科学系長
佐久間 豊	元新潟県副知事 日本海エル・エヌ・ジー株式会社 専務取締役	佐藤 昇	医歯学系長
三輪 正明	元北越製紙株式会社（現、北越コーポレーション株式会社） 代表取締役社長	菊地 利明	医歯学総合病院長
森 正勝	元アクセンチュア株式会社 取締役社長 ／学校法人国際大学特別顧問・名誉教授	小野寺 理	脳研究所長

18

2004年頃：意向投票を中止した国立大学 86校の内、3校

2013年：95%の国立大学が投票を実施

2014年：

2月 中教審大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（後述）

6月 国立大学法人法，改正

2020年：

意向投票を中止した国立大学：17校（約20%）へ急増

法人化（2004年）以降実施された意向投票： 77校 305回

内，投票結果が選考会議によって逆転させられた事例：24校 29回

2021年：学長選考・監察会議に改称，権限強化。

19

中央教育審議会大学分科会「大学のガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」（2014年）

- 一部の国立大学等では，その内部規則等において，法人化以前と同様に，実質的に教職員による意向投票の結果をそのまま学長選考に反映している事例も見られる。しかしながら，学内外から幅広く人格識見ともに優れた人材を学長に登用しようとする法制度の趣旨からして，過度に学内の意向に偏るような選考方法は適切とは言えない。
- 重要なことは，意向投票の結果は飽くまで参考の一つであり，学長選考組織がその権限と責任において学長を最終的に選考すべきということである。
- 近年，企業の社会的責任（Cooperative Social Responsibility（CSR））が問われているが，大学も公共性のある存在として社会的責任を果たすことが求められていることを自覚する必要がある。
- 大学運営において学長に求められる役割に照らして，その選考方法が十分に適切なものかどうか、慎重に吟味する必要がある。

20

2. 学長選考会議の責任

学外委員に求められる見識

企業文化と異なる大学文化をきちんと認識している人が役割を適正に遂行している限り、特に問題は生じないはずですし、そうした立派な委員が多数いらっしゃることも承知しています。けれども中には自治を重んじる大学固有の風土がじゅうぶんわかっていなくて、企業の論理をそのまま大学に持ち込もうとして構成員の意向を軽んじるケースが見られないわけではありません。考えてみれば、社長をトップとするピラミッド型の会社組織はフラットな民主主義とは本質的に相容れないものですから、その世界で生きてきた人たちにとってはこれがあたりまえの感覚なのかも知れませんが、やはり大学には学問の場にふさわしいものの考え方があり、事の決め方があるということを、ぜひわきまえていただきたいと思いますね。

国立大学法人法においても、経営協議会委員に対しては、「大学に関し広くかつ高い識見を有する」ことが要請されている。本学においては、この要請に応える委員が任命されているか？（新潟大学職組合「学長交渉要求書」2025年12月6日）



21

学外委員制度の功罪

学外委員を入れることのメリットのひとつは透明性の確保にあると思うのですが、これまで見てきた例の大半がそうであったように、学長選考会議についてはしばしば逆の事態、つまり、ブラックボックス化してしまうという事態が生じていることも、見過ごすことのできない大きな問題です。現に混乱が生じたケースのほとんどは、密室と言ってもいい環境で議論が行われたことに原因があったのではないのでしょうか。

学内者の意向を無視してでも自分（たち）の意見を押し通そうとするのは、主体性の意味をはきちがえた単なる権限の濫用であり、はっきり言って完全な思い上がりです。主体性と恣意性の区別もついていない（以下略）。

この指摘が本学の委員にあてはまらないことが切に望まれる。

この点に関する貴重な発言

「候補者を評価する上で特に学外委員は情報が不足している」

22

- 学内の民意と異なる結論を出すのであれば、「総合的に判断した」などという、通り一遍の選考理由を開示するだけで済ませるのではなく、なぜ投票結果を覆してまで1位ではない候補者を指名しなければならなかったのか、そしてなぜ1位の候補者ではいけなかったのかということについて、候補者自身はもとより、すべての関係者を心から納得させるだけの明確な理由を丁寧に説明するのは当然の義務であると言いたいだけです。
- 残念ながらこれまで見てきたのは、その義務が適正に履行されてきたとはとうてい思えない事例ばかりでした。しかし中教審が言うように大学が社会にたいして責任を負っているのであれば、学長選考会議は大学にたいして責任を負っているわけですから、間接的には社会にたいして説明責任を負っていることになるはずです。大学には社会的責任があるからという理由で設けられた組織が、肝心なときに自ら社会的責任を果たさなくてどうするのでしょうか。選考会議に求められる「主体性」とは、人選そのものもさることながら、それを社会に向けて説明し説得することにおいてこそ発揮されるべきなのではないでしょうか。

まるで、本学のために書かれた文章のようだ。

➡

現在のわれわれの主張は、すでに指摘されていた。

➡

本学の選考会議は、その問題を拡張した形で、繰り返した。

23

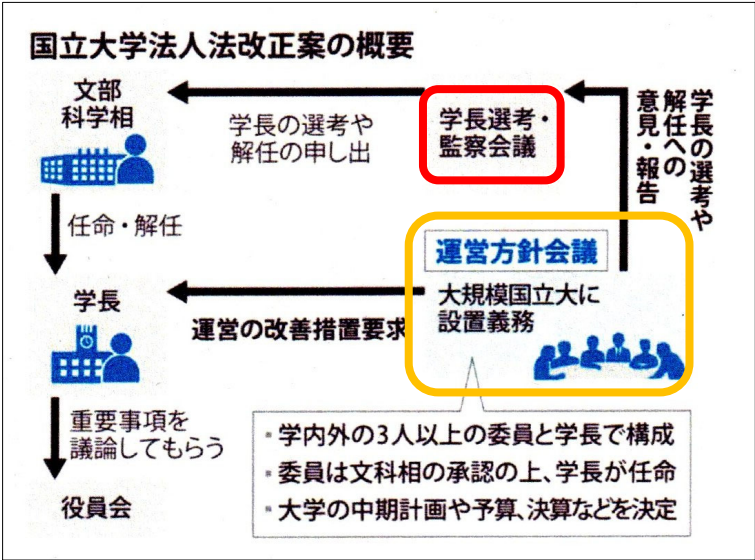
各大学における“逆転”事例

年	大学	意向投票	票差	備考
2005年	新潟大学	1位 443 2位 360	83	当時の学長（長谷川彰氏）の再選
2020年	筑波大学	1位 951 2位 584	367	当時の学長の再選。 任期の上限撤廃。2023年にも再選
2021年	大阪大学	1位 346 2位 263	83	当時の学長の再選 選考会議での投票結果：6対5
2021年	東海国立大学機構	1位 673 2位 662 3位 360	11	名古屋大学、岐阜大学の統括組織 当時の機構長の再選 3位は名古屋大学総長に選出
2024年	千葉大学	1位 554 2位 446	108	選考会議での投票結果：8対6
2025年	新潟大学	1位 882 2位 420	462	選考会議の投票結果：未公表

新潟大学様、新記録達成、おめでとうございます！ 今後、私たちの模範とさせていただきます。

24

付. 学外者のさらなる権限強化へ：運営方針会議の設置義務付け



25

「運営方針会議」の構成員：学外者が多数，議長にも

大学	学内委員	学外委員	議長
東北大学	2	7 *	* ラピダス取締役会長
東京大学	7	7 *	* 早稲田大学教授
東海国立大学機構	3	6 *	* トヨタ自動車株式会社・相談役
京都大学	4	6 *	* 三菱重工・取締役
大阪大学	2	6 *	* 人間文化研究機構・幹事
九州大学	3	6 *	* 日本薬科大学・学長

26

3. 学長選考の望ましい形とは？（石井洋次郎，2025）

1. 最も適切と思われる形態を，各大学の自主的選択によって決める。

- (1) 選挙だけで決める。
- (2) 意向投票の結果を受けて，選考会議が決める。
- (3) 意向投票を実施せず，選考会議が決める。
- (4) 現職の学長が次期学長を指名する。
- (5) その他

2. いずれの場合においても，次の3点が満たされることが絶対条件。

- (1) 必ず構成員の総意によって選考方法そのものを審議・承認する手続きを経ること。
 - (2) 選考規程については，構成員の発議によって，いつでも変更可能にしておくこと。
 - (3) 学長の人格や行動に問題があると判断された場合には，構成員の誰もが解任請求権を持ち，しかるべき手続きを経れば解任できるルートを開いておくこと。
- （注）構成員を教員に限定するのか，職員を含むのか，学生代表を入れるのか。各大学が判断して決める。

27

おわりに：大学は誰のものか？

帝国大学令（1886（明治19）年）

帝国大学ハ**国家ノ須要ニ応スル學術技芸**ヲ教授シ及其蘊奥ヲ攷究スルヲ以テ目的トス。

教育基本法（2006（平成18）年改正）

第7条 大学は、**學術**の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く**社会**に提供することにより、**社会**の発展に寄与するものとする。

大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

第1条 教育は、**人格の完成**を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

日本国憲法（1946（昭和21）年）

第23条 **学問の自由**は、これを保障する。

「学問の自由」は、大学の特権ではなく、すべての市民に保障されるべきもの。

「社会」とは、大企業（産業界）だけではなく、広く国民全般と理解すべき。

28